

# 新たに公布・公表される政省令、ガイドラインの動向等も踏まえた 民間企業における『マイナンバー法(番号法)』への実務対応

～従業員、取引先、株主番号を記載する帳票・システムの変更、情報漏洩対策等、“2016年1月までに”何をどこまで整備すべきか～

●日 時● 2014年 11月 10日(月) 13:30～17:00

●会 場● 東京・麹町『企業研究会セミナールーム』TEL:03-5215-3511

講 師

牛島総合法律事務所 パートナー弁護士 影島 広泰 氏

【略歴】一橋大学法学部卒業、03年弁護士登録、牛島総合法律事務所入所。ITシステム・ソフトウェアの開発・運用、個人情報・プライバシー、ネット上のサービスや紛争に関する案件を中心に活躍中。実務視点のわかりやすい講義には定評がある。“The Legal 500” Asia Pacific 2014のIntellectual property部門において推薦。裁判所ウェブサイトで公開された最新判例の判決文を自動的に分析してTwitterに投稿するBot(プログラム)を提供(@kageshima)。約20万ダウンロードのiPhone/iPad人気アプリ「e六法」開発者。「情報漏洩事案の類型別 分析と対策」(ザ・ローヤーズ2014年5月)、「民間企業における共通番号法(マイナンバー法)対応ロードマップ」(ビジネスロー・ジャーナル2013年9月)等、著書・論文多数。

## ◆ 開催にあたって

2016年1月からスタートする「社会保障・税番号制度(マイナンバー)」では、全ての民間企業において、従業員、取引先、株主等から取得した個人(法人)番号を、関係機関に提出する書類(源泉徴収票や支払調書等)に記載する必要があり、業務フローの見直しや、各種帳票・ITシステムの変更など、幅広い対応が求められます。

また、マイナンバー法(番号法)における番号の扱いは、従来の個人情報保護とは大きく異なり、禁止事項や情報漏洩に対する厳しい罰則もあることから、社内規程の見直しや社員教育も含め、安全管理への十分な対策も不可欠です。

本講座では、新たに公布・公表される政省令や番号法ガイドライン、特定個人情報保護評価指針等に関する最新の動向も踏まえ、民間企業にとって“2016年1月までに”必須となる対応事項について、具体的に解説していきます。

《詳細は裏面をご覧ください》

企業研究会 セミナー事務局宛

FAX 03-5215-0951

\*当会ホームページ(<http://www.bri.or.jp>)からもお申込みいただけます。

●受講料●1名(税込み、資料代含む)

正会員	32,400円 本体価格30,000円
一般	35,640円 本体価格33,000円

●申込書をFAXいただくか、当会ホームページよりお申込みください。後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

●よくあるご質問(FAQ)については当会ホームページでご確認いただけます。(〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕)

●お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願いいたします。

●最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきます。

一般社団法人企業研究会

担当: 上島 E-mail [kamijima@bri.or.jp](mailto:kamijima@bri.or.jp)

〒102-0083

東京都千代田区麹町5-7-2 麹町31MTビル2F

TEL 03-5215-3516 FAX 03-5215-0951

141534-0503(※)		2014.11.10	
[申込書] 民間企業における『マイナンバー法(番号法)』への実務対応			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			

\*お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

# 新たに公布・公表される政省令、ガイドラインの動向等も踏まえた 民間企業における『マイナンバー法(番号法)』への実務対応

～従業員、取引先、株主番号を記載する帳票・システムの変更、情報漏洩対策等、“2016年1月までに”何をどこまで整備すべきか～

## ● プログラム ●

■講師 牛島総合法律事務所 パートナー弁護士 影島 広泰 氏

- 解説 -

13:30

### I. マイナンバー法(番号法)の概要 ～2016年1月以降、社会保障・税の書類への番号記載が必要に

- (1) 社会保障・税番号制度の目的と民間企業への影響
- (2) 「個人番号」「法人番号」の仕組み
- (3) 「特定個人情報」「特定個人情報ファイル」とは
- (4) 個人情報保護法との違い
  - ・利用範囲、利用目的の変更、目的外利用、第三者提供、データベース作成、安全管理措置、等
  - ・個人情報保護法よりも重く厳しい罰則 (何が認められ、何が認められないのか)
- (5) 新たに公布・公表される政省令、ガイドラインの動向

### II. 民間企業において“2016年1月までに”必須となる対応事項

- (1) 従業員等に関する対応事項
  - ・源泉徴収票等、法定調書への個人番号の記載 (どのように取得するか)
  - ・人事給与システム、関係書類の様式の変更 (何を、どこまで変更すべきか)
  - ・本人確認のための業務フローの確認と変更 (本人からの取得か、代理人か、委託か)
  - ・健康保険組合・年金事務所等への個人番号の提出 (企業が従業員から取得、まとめて提出できるか)
- (2) 顧客・取引先等に関する対応事項
  - ・支払調書等への個人・法人番号の記載 (誰が、どのような手続きで取得するか)
  - ・ITシステムの変更 (アクセス制限はどうするか)
- (3) 株主に関する対応事項
  - ・支払調書への個人・法人番号の記載 (どのタイミングで取得するか、既存株主に経過措置はあるか)
  - ・振替機関等から「特定個人情報」を受けるための体制整備 (何を、どこまで整備すべきか)
  - ・ITシステムの変更 (株主名簿管理人を使用している場合は不要か)
- (4) システムに関する対応事項
  - ・個人番号を利用できる範囲と「特定個人情報ファイル」を作成できる範囲
  - ・要件定義・外部設計段階での法務レビュー
- (5) 年金の事業主、健康保険組合、金融機関における対応策

### III. 情報漏洩対策としての安全管理措置の徹底 ～個人番号流出の「第1号」とならないために

- (1) 大きな基準となる「番号法ガイドライン」「特定個人情報保護評価指針」の考え方
- (2) 法が認める範囲外で、個人番号・特定個人情報を取得“しない”ための対応策
  - ・業務マニュアルの変更 (個人番号カードの写しをとる場合、等)
  - ・個人番号は「個人情報」とは違う、との発想による管理
- (3) 従業員教育の重要性
- (4) システム対応
  - ・可能な限り、「特定個人情報」を作らないための工夫

### IV. 今後のスケジュール、その他

- (1) 2016年1月までのロードマップ(例)
  - ・業務フローの洗い出し、社内規程の見直し、社内教育の実施 (業務関連)
  - ・要件定義・外部設計、開発、テスト (ITシステム関連)
- (2) 将来的なビジネスへの活用(民間利用)

\*最新の情報・動向に基づき、内容を一部変更させていただく場合がございます。

17:00